

別記様式第25号(第52条関係)

その1	※ 受 理 年 月 日		※ 交 付 年 月 日		
	※ 受 理 番 号		※ 交 付 番 号		
無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の2第1項の規定により届出をします。 届出する年月日 令和××年××月××日 宮城県 公安委員会殿 届出者の氏名又は名称及び住所 個人：住所・氏名 法人：住所、法人名、代表者氏名					
(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称	個人は氏名、法人は法人名のみ			日本国籍の場合は本籍（住民票と同一）、日本国籍を有しない場合は国籍、法人は空欄	
住 所	個人：住民票の住所地 法人：登記事項証明書の本店所在地) 局				
本 籍 ・ 国 籍					
生 日	法人は空欄 年 月 日生				
その法人に あつては、 代 表 者	(ふりがな) 氏 名	法人の場合、代表者の氏名、住所、本籍（日本国籍を有しない場合は国籍）、生年月日等 ※住民票と同一の記載			個人の場合は空欄
	住 所				
	本 籍 ・ 国 籍				
	生 年 月 日				
(ふりがな) 広 告 又 は 宣 伝 を す る 場 合 に 使 用 す る 呼 称	1	広告・宣伝に使用する呼称が複数ある場合は、全ての呼称を記載（欄が足りない場合は別紙等に記載） (備考3参照)			
	2				
	3				
	4				
事 務 所 の 所 在 地	営業の本拠となる事務所の所在地を記載 (事務所が無い場合は、営業者の住所)				
無店舗型性風俗特殊営業の種別	法第2条第7項第 × 号の営業				

種別に応じた数字を記載
 1号：派遣型ファッションヘルス
 2号：アダルトビデオ等通信販売

その2		
客の依頼を受ける方法	客の依頼を受ける全ての方法を記載 (固定電話、携帯電話、インターネット等)	
客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先	客の依頼を受けるための全ての電話番号、URL等を記載 (欄が足りない場合は別紙等に記載) (備考6参照)	
受付所	所在地 〒()	
	建物の構造	受付所営業は県内全域で禁止されているため、記載不要
	建物内の受付所の位置	
待機所	所在地 〒() () 局 番	
	建物内の待機所の位置	待機所を設けない場合は空欄 (備考8、9参照)
	待機所としての専用状況	
営業を開始しようとする年月日	年 月 日	

届出の10
日後から営業開始可能

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「本籍・国籍」欄には、日本国籍を有する者は本籍を、日本国籍を有しない者は国籍を記載すること。
- 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称(当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称)を記載すること。
- 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所(事務所のない者にあつては、住所)の所在地を記載すること。
- 「客の依頼を受ける方法」欄には、客の依頼を受ける方法を全て記載すること。
- 「客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先」欄には、客の依頼を受ける方法に応じ、その連絡先となる電話番号、郵便の宛先、振込口座、URL等の事項を全て記載すること。
- 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平家建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。
- 「受付所」、「待機所」欄中の「建物内の受付所の位置」及び「建物内の待機所の位置」欄には、受付所又は待機所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 「待機所」欄中の「待機所としての専用状況」欄には、当該待機所を営業以外の用途で使用しているかどうかについて記載すること。他の用途に使用している場合は、その内容について具体的に記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第28号 (第54条関係)

その1		<h2 style="margin: 0;">営業の方法</h2> <p style="margin: 0;">(無店舗型性風俗特殊営業)</p>	
氏名又は名称			
広告又は宣伝をする場合に使用する呼称		届出書と同様に記載	
事務所の所在地			
無店舗型性風俗特殊営業の種別		法第2条第7項第 号の営業	
広告又は宣伝の態様	①する ②しない	どちらかに○	
	① 広告物の表示 (場所:) ② 新聞・雑誌 (広告の頻度:) ③ インターネット (URL:) ④ 割引券、ビラ等の頒布 (場所:) ⑤ その他 () ⑥ 広告又は宣伝はしない	該当するものを○等で囲み、括弧内に詳細を記載 (備考1参照)	
広告又は宣伝をするときに18歳未満の者の利用禁止を明らかにする方法	例 広告に用いるインターネットのサイト上に、18歳未満利用禁止と表示する。		
日本国籍を有しない者を従業者として使用すること	①する ②しない	どちらかに○	
	①の場合: その者の従事する業務の内容 (具体的に)		
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない	どちらかに○	
	①の場合: その者の従事する業務の内容 (具体的に)	18歳未満の従業者は、客に接する業務禁止	
役務提供の態様	営業種別に応じて、必要事項を記載 (備考2参照)		

その2 (法第2条第7項第1号の営業を営む場合において、受付所を設ける場合)	
営業時間	午前 午前
受付所の入口における18歳未満の者の立入禁止の表示方法	<p>受付所営業は県内全域で禁止されているため、記載不要</p>
酒類の提供	
受付所において他の営業を兼業すること	

備考

- 1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 2 「役務提供の態様」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 法第2条第7項第1号の営業にあつては、異性の客に接触する役務の種類（身体を洗うか否かの別、マッサージをするか否かの別等）
 - (2) 法第2条第7項第2号の営業にあつては、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条各号のいずれに該当するかの別）等
- 3 「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への種類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。